

令和7年度

2月補正予算(案) 提案説明書

警 察 本 部

## 令和7年度2月補正予算(案)の概要について

### 1 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	現計予算額 ①	2月補正 ②	最終予算額 ③(①+②)	増減率 ②/①
一 般 事 業 費	14,961,724	520,552	15,482,276	3.5%
警 察 施 設 費	666,899	116,177	783,076	17.4%
交 通 安 全 施 設 費	3,774,538	0	3,774,538	0.0%
人 件 費	128,461,403	△ 516,724	127,944,679	△ 0.4%
計	147,864,564	120,005	147,984,569	0.1%

### 2 主な補正予算(案)の内訳

(単位:千円)

区分・事項	補正額	増減の主な理由
<b>一般事業費</b>	<b>520,552</b>	
警察管理費	507,020	過不足調整（光熱費、R7給与改定に伴う会計年度任用職員報酬等の増等）
車両等維持費	145,792	過不足調整（へり修繕費の増等）
刑事保安警察活動費	34,743	過不足調整（捜査関係旅費、通訳謝金の増等）
交通指導取締費	△ 57,753	過不足調整（各事務委託料の減等）
交通安全施設等維持費	△ 87,141	過不足調整（管制センター回線料、信号機電気料の減等）
その他	△ 22,109	各事項の過不足調整
<b>警察施設費</b>	<b>116,177</b>	
警察施設整備費	116,177	栄町寮解体撤去費による増等
<b>人件費</b>	<b>△ 516,724</b>	
警察職員費	△ 506,820	警察職員給料等の過不足調整
その他	△ 9,904	各事項の過不足調整
計	120,005	

【令和7年度2月補正予算(案) 事項別提案額及び概要】

(一般会計)

(単位：千円)

科目 (款・項・目)	事項	令和7年度 現計予算額	提案額	計	財源内訳				概要
					国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(款) 9 警察費		147,364,564	120,005	147,484,569	△ 217,306	5,377	27,900	304,034	
(項) 1 警察管理費		138,208,936	256,693	138,465,629	△ 219,849	61,534	27,900	387,108	
(目) 1 公安委員会費		15,292	△ 4,365	10,927	0	0	0	△ 4,365	
	公安委員報酬	13,096	△ 3,819	9,277	0	0	0	△ 3,819	公安委員報酬の実績減 △ 3,819
	公安委員会 開催運営費	2,196	△ 546	1,650	0	0	0	△ 546	公安委員会開催運営費の過不足調整 △ 546
(目) 2 警察本部費		133,970,472	△ 87	133,970,385	5,370	55,903	71,000	△ 132,360	
	警察職員費	127,511,270	△ 506,820	127,004,450	0	0	0	△ 506,820	警察職員費の過不足調整 △ 506,820
	被服調製費	425,835	0	425,835	0	0	0	0	
	警察管理費	5,187,044	507,020	5,694,064	5,370	56,054	71,000	374,596	警察管理費の過不足調整 507,020
	税外収入 精算等還付金	400	△ 136	264	0	0	0	△ 136	放置違反金等に係る還付金の減 △ 136
	退職手当基金 積立金	845,923	△ 151	845,772	0	△ 151	0	0	基金積立金利子の実績減 △ 151
(目) 3 装備費		1,394,380	145,271	1,539,651	△ 225,219	0	0	370,490	
	車両等購入費	89,470	△ 521	88,949	0	0	0	△ 521	車両購入に伴う不用額 △ 521
	車両等維持費	1,248,129	145,792	1,393,921	△ 225,316	0	0	371,108	警察車両等維持経費の過不足調整 145,792
	個人装備費	56,781	0	56,781	97	0	0	△ 97	
(目) 4 警察施設費		666,899	116,177	783,076	0	0	△ 43,100	159,277	
	警察施設 整備費	666,899	116,177	783,076	0	0	△ 43,100	159,277	1 栄町寮解体撤去事業 110,701 2 警察施設整備事業の過不足調整 5,476
(目) 5 運転免許費		2,070,779	5,631	2,076,410	0	5,631	0	0	
	自動車運転 免許試験実施費	1,419,990	15,831	1,435,821	0	15,831	0	0	運転免許試験実施に要する諸経費の過不足調整 15,831
	法定講習 実施費	650,789	△ 10,200	640,589	0	△ 10,200	0	0	各種法定講習に要する諸経費の過不足調整 △ 10,200

(一般会計)

(単位：千円)

科目 (款・項・目)	事項	令和7年度 現計予算額	提案額	計	財源内訳				概要
					国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(目) 6 恩給及び 退職年金費		91,114	△ 5,934	85,180	0	0	0	△ 5,934	
	警察職員 恩給及び 退職年金費	91,114	△ 5,934	85,180	0	0	0	△ 5,934	元警察職員に対する恩給及び退職年金の不用額 (県総務部所管) △ 5,934
(項) 2 警察活動費		9,155,628	△ 136,688	9,018,940	2,543	△ 56,157	0	△ 83,074	
(目) 1 一般警察活動費		1,957,824	△ 26,537	1,931,287	0	0	0	△ 26,537	
	一般警察 活動費	1,957,824	△ 26,537	1,931,287	0	0	0	△ 26,537	一般警察活動経費の過不足調整 △ 26,537
(目) 2 刑事警察費		1,200,460	34,743	1,235,203	2,543	△ 123	0	32,323	
	刑事保安警察 活動費	1,200,460	34,743	1,235,203	2,543	△ 123	0	32,323	刑事保安警察活動経費の過不足調整 34,743
(目) 3 交通指導取締費		5,997,344	△ 144,894	5,852,450	0	△ 56,034	0	△ 88,860	
	交通指導 取締費	1,440,533	△ 57,753	1,382,780	0	△ 56,034	0	△ 1,719	交通指導取締経費の過不足調整 △ 57,753
	交通安全施設 等整備費	3,274,538	0	3,274,538	0	0	0	0	
	交通安全施設 等維持費	1,282,273	△ 87,141	1,195,132	0	0	0	△ 87,141	交通安全施設維持経費の過不足調整 △ 87,141

科目 (款・項・目)	事項	令和7年度 現計予算額	提案額	計	財源内訳				概要
					国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(款) 2 総務費		500,000	0	500,000	0	0	0	0	
(項) 1 総務管理費		500,000	0	500,000	0	0	0	0	
(目) 9 財産管理費		500,000	0	500,000	0	0	0	0	
	脱炭素化 推進事業費	500,000	0	500,000	0	0	0	0	

第25号議案

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（警察関係部分）

1 制定の理由

職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が引き上げられたことに伴い、警察官及び警察官以外の警察職員の定数を増員する。

2 改正の概要

次の表のとおり、警察官及び警察官以外の警察職員の定数を増員する（第2条関係）。

区 分	現 行	改 正 案	増 減
警 察 の 職 員	12,881人	12,888人	+7人
警 察 官	11,958人	11,964人	+6人
警察官以外の警察職員	923人	924人	+1人

3 改正案

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日（水）

新旧対照表

現 行	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
知事の事務部局の職員	6,295人 (うち、 <u>543人</u> は、派遣職員等)
議会の事務部局の職員	53人
選挙管理委員会の事務部局の職員	6人
監査委員の事務部局の職員	27人
教育委員会の事務部局の職員	422人 (うち、98人は、派遣職員等)
労働委員会の事務部局の職員	17人
人事委員会の事務部局の職員	20人
警察の職員	<u>12,881人</u>
警察官	<u>11,958人</u>
警察官以外の警察職員	<u>923人</u>
合計	<u>19,721人</u>
改 正 案	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
知事の事務部局の職員	6,373人 (うち、 <u>545人</u> は、派遣職員等)
議会の事務部局の職員	53人
選挙管理委員会の事務部局の職員	6人
監査委員の事務部局の職員	27人
教育委員会の事務部局の職員	422人 (うち、98人は、派遣職員等)
労働委員会の事務部局の職員	17人
人事委員会の事務部局の職員	20人
警察の職員	<u>12,888人</u>
警察官	<u>11,964人</u>
警察官以外の警察職員	<u>924人</u>
合計	<u>19,806人</u>

第39号議案

金属くず営業条例を廃止する条例（案）

1 制定の理由

- (1) 金属類の盗犯を防止して住民の福祉を保持するため、金属くず営業条例において、金属くずの売買等を業とする者についての許可の基準等を定めている。
- (2) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定により、特定金属くず買受業を営む場合の都道府県公安委員会に対する届出義務が創設されるとともに、古物営業法施行規則の一部改正により、古物に該当するエアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ、電線並びにグレーチング（金属製のものに限る。）について、対価の総額が1万円未満となる取引であっても古物商による相手方の確認義務等の対象となったこと等を踏まえ、同条例を廃止する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

金属くず営業条例を廃止する。

3 施行期日等

- (1) 施行期日  
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日
- (2) 経過措置  
罰則に係る経過措置を定める。
- (3) 警察手数料徴収条例の一部改正  
金属くず営業条例の規定による警察手数料を削除する。

【警察手数料徴収条例】

名称	警察手数料を納めなければならない者	金額
(1) 金属くず営業許可申請手数料	金属くず営業条例（昭和39年兵庫県条例第56号。以下この部において「条例」という。）第3条の規定に基づき金属くず営業の許可を受けようとする者	8,500円
(2) 金属くず営業許可証再交付手数料	条例第6条の規定に基づき金属くず営業の許可証の再交付を受けようとする者	700円